

広陵町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

広陵町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状 1
2. 目標 2
3. 計画の期間 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . . 5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

国では、平成31年1月の中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が示された。これに基づき、本町では、5つの視点（①勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進、②学校及び教師が担う業務の明確化・適正化、③学校の組織運営体制のあり方、④教師の勤務のあり方を踏まえた勤務時間制度の改革、⑤学校における働き方改革の実現に向けた環境整備）をもち、学校における働き方改革に関する緊急対策を推進してきた。

本町の教育理念である「輝く未来のために ともに学び つながり合う いい人づくり」の実現をめざす中で、教員の「学校における働き方改革」は、喫緊の課題であり、その解決を図るとともに、次代を担う本町の子どもたちへのより良い教育につなげるため、「広陵町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定するものである。

(2) 本町の現状

- 本町では、令和2年4月に奈良県教育委員会が策定した「学校における働き方改革推進プラン」を基に、町立学校に勤務する教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間未満の割合	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月39時間	87.0%	10.8%	2.2%
中学校	月49時間	77.9%	20.6%	1.5%

- 時間外在校等時間が45時間を超える割合が中学校において20.6%と多くなっている。部活動の指導や教材研究、学習評価、保護者対応などの業務で負担感が大きくなっており、これらの業務の見直しを図ることにより時間外在校等時間を縮減するとともに、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出するこ

とが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワークライフバランスや働きがい等に関する目標

- 教職員のウェルビーイングの向上により、教職員が自信や誇り、精神的ゆとりをもって、子どもに向き合うことができるようにすることで、教育の質の向上を図る。

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。【12日】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を8%まで減少させる。
【12%】
- ・ストレスチェックにおける男女混合の健康リスクの総合値（全国平均100）を80以下とする。【81.6】

- 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。
 - ・アンケート調査を実施し、ワークライフバランスを確立できている割合を55%以上とする。【令和7年度の奈良県調査 45.5%】

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 (「3分類」①関係)
 - ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が登校する時間の見直しを推進。地区役員などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
 - ・コミュニティ・スクールの充実を図り、地域とともに、子どもの豊かな成長を支えていく。
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 (「3分類」②関係)
 - ・放課後から夜間における見回りについては、警察や青少年健全育成協議会に委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校では対応が困難な事案への対応 (「3分類」⑤関係)
 - ・直接苦情等に対応する相談窓口を教育委員会が行うとともに、本町が導入しているスクールロイヤー制度をフルに活用し、本町や本町教育委員会の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制のより一層の充実を図っていく。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計への回答 (「3分類」⑥関係)
 - ・校務支援システムの機能を活用することにより、本町から学校に発出される調査等の回答に係る事務負担を軽減する。
- ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 (「3分類」⑧関係)
 - ・本町デジタル推進室及び町教育委員会と連携を図りながら、事務職員等とも相互に協力し、民間事業者等への委託も積極的に検討する。
- 校舎の開錠・施錠 (「3分類」⑩関係)
 - ・教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しないよう、機械警備、役割分担の見直し等を促進する。

- 部活動 （「3分類」③関係）
 - ・令和8年度から、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については活動時間等の適正化を図り、今後、部活動指導員の配置拡充等について検討を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
 - ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員の全校配置を継続する。
 - ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）
 - ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
 - ・町教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関及び学校と連携・協働し、適切な役割分担のもとで支援を行うことができる体制を強化する。
 - ・特別支援教育における学校支援員、医療・福祉に関する専門員（作業療法士等）等の人材を学校へ適切に派遣する。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 当初の狙いが形骸化して、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間や頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を令和9年度中に全校に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- 教職員数が50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場の改善を推進する。
【R7年度 72.4%】
- 心身の健康問題についての相談体制を構築する。
- 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、促進する。
- これまでと同様、学校における定時退校日（毎週水曜日）を設定し、夏期休業の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、本町のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保を積極的に行うとともに、地域ボランティアの確保・充実などについては、学校運営協議会など関係機関と連携して取り組む。
- 時間外在校等時間に関する目標の達成状況については、出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- 本町教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。
特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、本町教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、本町関係部局と連携し、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行う。また、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。